

第百七十七回国会
衆議院
総務委員会
議 録 第 十 三 号

平成二十三年四月二十二日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 原口 一博君

理事 稲見 哲男君

理事 黄川田 徹君

理事 福田 昭夫君

理事 坂本 哲志君

理事 石津 政雄君

理事 大西 孝典君

理事 奥野総一郎君

理事 川越 孝洋君

理事 後藤 祐一君

理事 高井 崇志君

理事 永江 孝子君

理事 藤田 憲彦君

理事 松崎 公昭君

理事 赤澤 亮正君

理事 加藤 紘一君

理事 佐藤 勉君

理事 谷 公一君

理事 森山 裕君

理事 塩川 鉄也君

理事 柿澤 未途君

四月二十二日

辞任

石井 章君

大谷 啓君

等原多見子君

中後 淳君

皆吉 稲生君

赤澤 亮正君

同日

辞任

金森 正君

川越 孝洋君

城井 崇君

高橋 昭一君

松岡 隆君

秋葉 賢也君

補欠選任

松岡 広隆君

金森 正君

城井 崇君

川越 孝洋君

高橋 昭一君

秋葉 賢也君

補欠選任

大谷 啓君

中後 淳君

等原多見子君

皆吉 稲生君

石井 章君

赤澤 亮正君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

○原口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

地方税法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○片山国務大臣 地方税法の一部を改正する法律

案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずる等の必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、固定資産税及び都市計画税の改正であります。

東日本大震災に係る津波により区域の全部もしくは大部分において家屋が滅失、損壊し、または土地について従前の使用ができなくなった区域として市町村長が指定した区域内に所在する家屋及び土地に対しては、平成二十三年度分の固定資産税または都市計画税を課さないものとする措置を講ずることとしております。

その二は、個人住民税の改正であります。

東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成二十二年において生じた損失の金額として、平成二十三年以後の年度分の個人住民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとしております。

その三は、不動産取得税の改正であります。

東日本大震災により滅失、損壊した家屋の所有者等がこれにかわる家屋を取得した場合や、当該被災家屋の敷地の所有者等がこれにかわる土地を取得した場合に、平成三十三年三月三十一日までとの間の取得に対しては、当該被災家屋の床面積相当分等について不動産取得税を課さないようにする特例措置を講ずることとしております。

その四は、自動車取得税及び自動車税等の改正

であります。

東日本大震災により滅失、損壊した自動車の所有者等がこれにかわる自動車を平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得した場合の自動車取得税を非課税とするともに、当該代替自動車等に係る平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度分の自動車税及び軽自動車税を非課税とする特例措置を講ずることとしております。

その五は、軽油引取税の改正であります。

揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置を停止することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○原口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○原口委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として水産庁漁政部長柄澤彰君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○原口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。秋葉賢也君。

○秋葉委員 おはようございます。

今般、政府におかれましては、本当に未曾有の大震災にかんがみまして、阪神・淡路大震災のときには軽減措置のなかったような地方税の軽減策

も含めて四月中に対応していただいたことを感謝申し上げます。私も自由民主党が緊急提言の中で取りまとめたまいりました提言の大宗を盛り込んでいただいたことについても、改めて評価をさせていただきたいと思うわけでございます。

震災の日から、早いもので、もう四十日以上がたちました。私も被災地選出の議員として、四十日たった今でも、瓦れきが除去されることに伴って、毎日のように死体が発見されているような状況でございます。仙台市内については、一番おくられていてライフラインの中でもガスの復旧は一月を過ぎて完了いたしました。仙北の南三陸を初め、まだまだ、電気やガス、水道といったライフラインが全面復旧していない自治体が大変多く存在しているような状況でございます。

そういった中で、片山大臣におかれましては、震災の翌々日に、ヘリコプターでということだと思えますけれども、上空から岩手県庁、宮城県庁などに入っていたわけでございますけれども、ぜひ、地方行政を所管する最高責任者として、やはり被災地の基礎自治体にも訪ねていただけて、いろいろと現場の声を傾けていただきたいと思っております。

片山大臣の今回の震災についての御所見と今後の現場訪問について、まず伺っておきたいと存じます。

○片山国務大臣 私は、かつてみずから知事をやっておりますときに、大きな地震に見舞われまして、そのときの経験もありまして、幾つか教訓を得ております。

その一つは、まず、災害の全容、概略を把握するということが必要だと思ひまして、被災翌々日に、今御指摘いただきましたように、ヘリコプターで現地に飛びまして、上空から被災地をずうっと南から北に見まして概要を頭に入れた次第であります。

率直に申しまして、本当にこんなことがあるのかと思うような大災害でありました。例えばいい

かどうかはわかりませんが、いずれの入り江も、まるでかつて写真で見た広島原爆の跡のような、そんなさまじい状況でありまして、直ちに了解できたことは、基礎自治体が、壊滅的な被害を受けているところが余りにも多い。したがって、通常の災害であります、市町村が住民の皆さんの生活の支援を行う、復旧に向けて中心的役割を担うということですが、今次の場合には、その市町村の機能が十分に果たしにくいということを前提に考えなければいけないということもありました。

そんなこともありまして、岩手県庁と宮城県庁に行きましてそれぞれの知事にお会いをいたしました。真つ先にそのことをお願いしました。基礎自治体の機能低下といえますが機能破壊といえるものをぜひ県において全面的にバックアップしていただきたい、それを国がもちろんバックアップいたしますというをお願いいたしました。あわせて、私の被災したときの経験を、幾つかあるものですから、それぞれの知事にお伝えしたということでもあります。

以後は、数日後に立ち上がりました被災者生活支援本部の本部長代理として、連日、被災地で必要としておられる物資とか人材とか、その他もろもろのニーズに対して迅速にこたえられるようにということで、各省の関係機関を指揮する、またそれが円滑にいつているかどうかをチェックする、こういう役割を果たして今日に至っております。

御指摘のように、私も、できれば機会を見つけて、もちろん県庁もそうでありませうけれども、基礎自治体の方に伺いたいと思っております。ぜひそれは、できるだけ遅くない時期にそういうスケジュールを組んでみたいと考えているところであります。

○秋葉委員 ある意味では、上空から見ていただくのが本場に一番わかりやすいわけですね。今回は、浸水面積だけで五百六十一平方キロメートルと言われております。大体、東京の山手線の内側

の面積が六十キロ平米ぐらいでございますから、その約八倍、九倍にわたって水が入ってきた。また、海岸線がいいましても、北は青森の八戸から南は千葉県の九十九里浜まで、浸水した海岸線を全部合計しますと二千キロ以上だ、こう言われているわけです。

その中で、宮城県も、深刻なのはやはり南三陸町、女川町、あるいは南の亘理町、ここは役場は流れなかつたんですが、地震で庁舎が今使えない、まさに臨時庁舎の中で、手狭な最悪の環境の中で指揮をとらざるを得ない、こういう状況でございます。

ですから、大臣におかれましては、役場機能が喪失されてしまったようなエリアには、ぜひ本県の場合ですと足を運んでいた、きたいな、こう思うわけでございます。今度の連休前後をにらみまして、ぜひ現場に行つて生の声を傾けていただきたい、こう思うわけでございます。

さて、今回の国会では、臨時特例法で、地方選の延期手続ができるように、二カ月あるいは最大で半年延長というのを決めさせていただいたわけでございます。私どもも、当初、もう目の前に四月の統一選の日程が迫つておりましたから、とりあえずということはどうした法案を通したわけでございます。

本当にあの大震災から落ちつきを取り戻すにはまだまだ時間がかかるわけでございますけれども、改めて、四十日たった今の現場の状況を申し上げますと、最大で九月に選挙を延ばしたとしても、宮城県の場合には、仙台市が何とか対応できるかどうか、少なくとも北の気仙沼、南三陸、女川、石巻、あるいは南も名取、亘理あるいは山元といったようなところでは、九月の選挙も事実上難しいんじゃないか。それは、何も住民基本台帳が流れてしまつたりとか役場機能がなからというところ以上に、何しろ住民がいない、住民が町外に出てしまつていくという問題がございます。また、福島県のように二十キロ圏内が立入禁止だということにかかる自治体は八つ九つに及んで

いるわけでございまして、国会の責任として、やはり早急に再延長についても明快なメッセージを与えてあげないと、現場の議員の人たちもそうですし、行政の対応という意味においても混乱が予想されます。

大臣として、再延長に言及しているような御発言も伺っておりますけれども、この地方選挙の延期問題について、明快な所見をお伺いさせていただきたいと思ひます。

○片山国務大臣 選挙につきましては、まさしく今おつしやいましたように、当時、統一地方選挙がもう目前に迫つていたもので、これを何とか、回避と言つて変ですけれども、選挙事務が執行できない自治体においては選挙ということではとりあえず延期する必要があるということで、いわば緊急避難的に、六カ月までの間ということで、延期を可能とする法律を成立していただきました。

それで、統一地方選挙というものを、必要に応じて必要な自治体においては延期するということがなつたわけでありませうけれども、当時から、六カ月ということですからカバールとまでは思つておりませんでした。しかし、そのときに、また事情も余りよく判明しない段階で相当期間をとるということも妥当でないと考えたものですから、半年という案を出したわけであります。

現在、今となつては現行法の規定によりまして延期をした自治体に、二カ月から六カ月の間に実施をするということになつておりますから、その意向とか事情はいかがですかということも照会しております。それを取りまとめたところとありますが、幾つかの自治体においては、六カ月まで延ばしても選挙を行うことは困難であるという意向が伝わつてきております。これを踏まえなければいけないと思つておりますのが一つです。

それからもう一つは、先般延期を可能としたのは統一地方選挙に係るものでありまして、それよりも後の選挙についても配慮する必要があるという認識を持っております。具体的には、六月

十一日より後に早速選挙期日が到来するという自治体において選挙ができるのかどうか、そういう考慮も必要でありまして、この二つが目下の課題であります。

率直に申し上げまして、その両者、半年を少し延期しなければいけないという事情があると思われる自治体、それから、統一地方選にはからなかったけれども、その後に来る被災した自治体の選挙の期日をどうするのか、この二つの問題を解決する必要があると思っております。現在、必要な法案の取りまとめをやっていくところでありまして、できるだけ早く国会の方にその案を提出したいということで、今準備をしている段階であります。

○秋葉委員 大臣にも再延長やむなしの認識をお持ちいただいていることはよくわかりました。

私も、やはり地元に戻りますと、今、地方議員の先生方も、避難所を回ったり、現地、現場に足を運んで本当に必死になってやっていると聞かすね。自分たちの身分にかかわるものがどうなるのか、やはりこれは当事者として、皆さん、大変問題意識を持っておられます。とてもとても半年後は無理だけれども、では、いつまでならいいんだということについて、総務省としては、地元の意向を尊重して対応してもらうのは当然でありましてけれども、本場に、岩手そして宮城、福島、とりわけ福島については原発の問題がございますから、東電が発表した対応策を見ましても、落ち着くまで短くても六カ月ないし九カ月の期間がかかるということでございますから、また福島は、地元の意向をしつかりと踏まえながら特段の対応が必要なのかという気がいたしております。

いずれにしても、見直しをするということはよくわかったんですけれども、この通常国会も、延長になるかどうかかわかりませんが、基本的には六月の半ばが会期末でございます。そういうことからいいますと、今取りまとめ中ということでございますから、やはり今月中に取りまとめを終えて、そして大臣の御指摘にもあるように、統一選

以外のことし予定されている選挙、そして来年予定されている選挙というものを、特にこの三県についてはしっかりと精査した上で、五月をめどに改正案、延長案を再び出さざるを得ないんじゃないかと私は思っています。提出の時期について明言をいただきたいと思います。

○片山国務大臣 現時点で明確にいついつということをお願いする段階ではありませんけれども、できるだけ早くということ、それは当然この通常国会、予定されているスケジュールの中で、処理していただくことが可能なスケジュールというのを考えておりますので、そういうことからしますと五月中、しかもできるだけ五月の中でも半ばを超えない、そういうスケジュール観を持って準備を今しているところであります。

○秋葉委員 わかりました。ぜひ急いで対応いただきたいと思っています。

そして、今回は二カ月から六カ月という一つの幅を持たせていただいただけでございます。今度の見直しの中でも、私は、最低でも来年の春以降だろうなという認識を持っておりまして、少し余裕を見て延長の範囲を規定していくということが大きな混乱につながる結果になるだろうと思っておりますので、そうした幅を持たせた、余裕を持たせた対応というのを早く示していただきたいなというふうに思います。これはお願いをしておきたいと思っています。

さて、今回、地方税だけでなく、国税もあわせて大変ありがたい数々の減免措置をおとりいただいたわけでございますけれども、そもそもこの震災、まだ地元では、仙台市なんかでも、全壊住宅、半壊住宅がどれぐらいのボリュームなのかということ自体、四十日たった今でも調査中ということ、判明し切れていない、こういう状態でございます。

ですから、いろいろな意味で、経済的な損失額、とりあえずの暫定値は出ておりますけれども、まだまだこの数字は動いていく、こういう状

況が現実にありますから、総務省としても、そもそもこの震災による地方税の減収額をどう見ているのか。大変難しいとは思いますが、大臣、現状ではどのように御認識、見通しを持たれているか、お示しをいただきたいと思います。

○片山国務大臣 正直申しまして、現時点で、地方税の減収見込み額というのは、その試算を行うことすらなかなか困難であります。行政機能が非常にダメージを受けた自治体もありまして、通常でありましたら、それぞれの自治体に照会をいたしまして、概算でいいので教えてくださということ、調査できるんですけれども、今なかなか、てんやわんやの自治体にそういうことをお願いすることすらちよつとはばかられる面があったり、それから、自治体自身が大きなダメージを受けていて、そういう推計もなかなか難しいという面も持っております。というふうなことで、試算とい

いますか推計するのは困難であります。

ただ、過去の実績からしまして、被災した岩手、宮城、福島、この三県を取り上げてみますと、太平洋沿岸の市町村の税収とその市町村区域の県の税収、これらはトータルとして一体幾らあるのかということ。そうしますと、大体四千数百億あります。もちろん、これ全部が減免とか免除ということになるわけではございませんけれども、外延といいますが、最大限、今申し上げた数字の中、その範囲内で一体どれだけ減収になるのかという、こんな姿をちよつと頭の中には描いている次第であります。

○秋葉委員 本場に、今の時点で数字を出すのが困難なのはそれとおりでと思いますけれども、今後、国税、地方税の特例措置によって自治体は必然的に税収が減る。特に基礎自治体にとっては、固定資産税なんというのは、消費税と同じように、本場にぶれの少ない安定的な財源でございます。基礎自治体の収入の屋台骨と言ってもいい税目でございます。

したがいますと、被災者の立場になって考えれ

ば、もちろん今回のこうした特例措置、特に不動産関係なんかは十年のスパンでやっていたいていますから、大変ありがたいことだと思っております。ちなみに、宮城県復興計画は、この夏を目指して、遅くとも秋までには取りまとめたいと思っております。今鋭意頑張っているところであります。おむね十年スパンの計画を念頭にしております。仙台市などはまだ計画を何年で立てるか自体決めておりませんけれども、ですから、そういった意味で、長い取り組みにもなっていくわけであり

ます。

こういった部分、今後、総務省として減収分をしつかりと補てんしていくことが必要だと思っておりますが、こうしたことについて、大臣の所見を伺いたいと思います。

○片山国務大臣 自治体が本来、これまでですと歳入をしてきた税収が激減しますので、これらの自治体の財政運営に支障がないようにするためには、きちんと補てんをするということが必要であります。

したがって、この法律が成立しまして、それに基づいて課税を免除する。それから、幾つかの問題については、既存の地方税法に天災等の事由に基づく減免というのがありまして、これも減収になるわけでありまして、いずれにしても、交付税措置を通じて手厚い措置が講じられるということになります。

○秋葉委員 本場に、私どもも緊急提言の中で、使い勝手のいい思いやり基金みたいなものを早く創設したりとか、国からのそうしたものは別枠で、自由度の高い基金をつくって当面の対応に当たることが大事だということも提言をさせていただいておりますが、今回の一次補正などには盛り込まれていなかったのは残念でございますけれども、いろいろな提言をしていきたいと思っております。

ぜひ、この間の特交などでも地元自治体には特段の御配慮をいただいているのは感謝を申し上げますが、しっかりと減収分を手厚く補

てんしていただくことを強く申し上げておきたいと思ひますので、よろしく御対応をお願いしたいと思ひます。

今回のさまざまな特例措置の中では、やはり被災住民にとっては本当にありがたい項目がたくさん含まれております。住宅や工場の減免措置、自動車税関係の減免もそうでございます。

ただ、現場では、大臣、先ほどぜひ現場に足を運んでいただきたいということをお願い申し上げたのはそこにあるんですが、家ごと流されて全財産を失って、避難所で本当に大変な思いをしているわけでございまして、なかなか、ある意味での情報不足という問題がございます。

仙台市などは、それなりに本庁機能がございまして、ある程度しっかりと対応ができるんじゃないかと私は期待をしておりますが、やはり基礎自治体としての行政機能が著しく低下したようなところ、そして住民が地元自治体からよその自治体に避難してしまっているところ、こういったところでは、今回せっかく減免しても、そういった周知でありまして運用において、知らなかった、あるいは手続ができなかった、こういった事態も私は大変懸念をしております。

こういうことに対して総務省としてはどういう方策をとられるつもりなのか、伺っておきたいと存じます。

○片山国務大臣 非常に重要な指摘でありまして、我々、問題意識を持っております。

今回の震災に対して、これまでもいろいろな手を打ってきているわけです。決めなきゃいけないことも順次決めてきておりますが、これがなかなか肝心の市町村にきちっと伝わっていない、そういう問題があることの問題意識は私持っております。まして、過日、先ほど触れました被災者生活支援本部でこのことを取り上げまして、これをどうするのかということを検討いたしました。

そのきっかけは、先ほど現地に行くべしという話がありまして、実は、私は被災翌々日に行っただけなんですけれども、副大臣、政務官が手分け

をいたしました、かなり密に被災自治体の方に伺っております。

その報告を聞きますと、例えば被災者生活再建支援制度というのがあります、今から支給しようとしているわけですが、この制度自体を役場の職員の方が知らなかった、役場が御存じなかったということ、これはちょっと大変なことだとか、それから、瓦れきの処理なんかは実質地元負担なしということにしたのですけれども、これもなかなか伝わってなくて、相変わらず地元負担がないようにしてくれという要請が来たりするものですから、どうもこれは情報の流通がうまくいっていない。

そこで、国の方で、生活支援本部の方で、ＱＡとＡといいますが、ちゃんとした簡単な資料集をつくって、これをもとに、県の方で被災地に向けてキャラバン隊でも出してもらいたい。県庁に呼びつけるのじゃなくて、県の方から出向いて、いろいろ国の制度はこうなっています、あわせて県の制度はこうなっていますとつけ加えていた、だったら一番ありがたいのですけれども、そういうキャラバンを出していただいで説明をして周知していただくような、こういう工夫をしようじゃないかということにしたところであります。

それから、肝心の住民の皆さんへの情報の伝達ということも重要であります、域外にもう出られていない方もおられますので、この方々で連絡がつかない方もかなりおられます。福島県などは、まだ二万五千人以上の方が連絡がとれないということでもあります。

そこで、とりあえずは住民の皆さんの動向を把握しなきゃいけませんので、全国の市町村にお願いをいたしまして、被災地から避難をされている方についての情報が市町村を経由して避難元、もともとの住所の方に、今域外に避難されている住民の皆さんの必要な情報が届くようなシステムも稼働しているところであります。そこで住民の皆さんと連絡がとれましたら、今度は、役場の方

からその住民の皆さんに必要な情報を何らかの形で届けていただくことが可能になります。

今そんなことをやっているわけでありまして、非常に重要なポイントだと思ひます。

○秋葉委員 大臣にも問題意識を持っていたらいい、本当にありがたいと思ひます。

通常は、基礎自治体の責務として、住民にしっかりと広報して対応していくことになるんですけれども、今それがなかなかできないのが現状でございます。例えばペーパーなんか、自治体に丸投げしないで、国としてわかりやすいものを用意していただいて、それを一括して配付していただくような、少なくとも役場機能が失われているような自治体については最低限国の責任でやりやうというのをやっていただきたい。そうしないと、こうした今回の特例措置が生きてこないと思うんですね。被災者住宅支援法なんか、さらに金額の増額も図ったりしながらやってもらわなきゃいけませんけれども、改めてお願いをしておきたいと思ひます。

今、大臣の答弁を伺っていて、通告はしていないんですけれども、ちょっと一つ思い出したことがあります。

今、仙台市では、行方不明者は何千人といわれるわけでございますけれども、行方不明の届け出がない方々も相当数いるんじゃないかと言われているんです。ですから、所在不明の住民が一体何人いるのか、これは思ひもつかないような状況でございます。確定値がいろいろと出せない原因の一つにもなっているわけでございます。

そういう中で、やはり担当者の方という議論すると、ある意味で、最終的には国勢調査で資料、住民資料なども活用させていただきなから、一件一件突合してつぶしていくしかないんじゃないかという話も出ております。

私もかつて政務官をさせていただいたときに、統計局所管でございました。本当に川崎局長は大変優秀な方で、いろいろとフットワークよくやっていたいただいているわけですが、今まで、

国勢調査の個人情報を出したということは過去ないわけで、法律で禁じているわけでありまして。今回は、今後の状況、推移をこれから見ていかなければいけません。場合によっては統計法を改正して、被災地の特定のエリアについて、個人情報、すなわち氏名も含めたものを、これはだれかれ構わずというのではもちろんなくて、特段の理由が生じたときには当該自治体に対して閲覧もやむを得ないというような見直しも視野に入れていかざるを得ないんじゃないかと私は思っています。

ちよつとこの件は通告しておりませんでしたが、せつかくの機会でございますので、大臣の御認識を伺わせていただければと思ひます。

○片山国務大臣 最終的には、何らかのこれまでとは違ったやり方というのを構築しなければいけないと私も思ひます。ただ、現在は、先ほど言いましたけれども、とりあえず住民の皆さんの所在というものをそれぞれの市町村がきちっと把握するというところに全力を挙げるべきだと思ひます。

先ほどちよつと触れましたけれども、今、福島県内で八ヶ町村が役場庁舎の移転を余儀なくされております。住民の皆さんも避難を余儀なくされておりますけれども、被災前に七万三千人ほどの人口でありまして、そのうち二万五千人を上回る方は役場がまだ把握できていないわけでありまして、一方、福島県内の行方不明者の届け出というのは三千数百人でありまして、数字がどうしても合わないわけですね。もちろん、どこかここにおられる方が大半だとは思ひますが、その方々をまづ把握する、把握し切つて、行方不明の方の数と把握できていない方の数がどれほど差があるのか、こういうことが一つのポイントになってくるのだからと思ひます。

現在は、福島県に限らず、被災された地域からそれぞれ域外に移動されていて把握できていない方の把握に今全力を挙げる、それを全国の自治体の全面的な協力を得て今進行し始めているということですので、しばらくはその成果を待ち

たいと思っております。

○秋葉委員 例えば戸籍なんかについては、法務局へ行けばバックアップがあったり、いろいろ対応できる面はございますけれども、やはり地元のこと、本当に歩いていて思いますのは、国勢調査というのは御案内のとおり五十戸単位で細かくやっています、全部の世帯構成が出て、名前が原本には登録されているわけでございます、最終的にはそういったもので一件一件つぶして確認していくという作業が終局のところまで出てくるんじゃないかと私は思っております。

きょうは鈴木副大臣、あるいは逢坂政務官にも出席をいただいております。ぜひ、国勢調査の内容について、もう二十二年度調査も出ているわけでございますから、その中で、今回、自治体の要請があれば、特定の自治体に限って特例的にこれを公開する、そして現場での突合に活用させていただくということが可能なかどうか、省内で検討をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○鈴木(克)副大臣 よく省内で検討させていただいて、なるべく御要望に、また現実に関立つような状況にしたいというふうな思っています。

○秋葉委員 ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

冒頭申し上げましたように、今回の地方税法の一部改正案では私どもの緊急提言の過半を受け入れていただき大変感謝をいたしておりますけれども、そんな中で、揮発油税等のトリガー条項の問題については、我が党は首尾一貫この廃止を求めてまいりました。政府原案でも当初廃止だと伺っておりましたけれども、いつの間にか、出てきたのは一時凍結ということでございます。

なぜ廃止ではなくて一時凍結ということになったのか、伺いたいと思います。

○片山国務大臣 これは、現在ある制度というものを、今震災にかんがみまして、とりあえず早急にこの効力を停止する必要があるということ

で、現行のような法案にしているわけでありまして。

それから、地方税だけの立場でいいますと、軽油引取税にこのトリガー条項というのはあるわけですが、どちらかというと揮発油税の仕組みを考えると、これが設けられたわけでありまして、地方税の立場からいいますと、国税である揮発油税の取り扱いに合わせるということで、地方税法の改正案はこのような内容にしているわけでありまして。

○秋葉委員 これはあくまで凍結ですから、廃止じゃないということ、どれぐらいの見通しで凍結を考えているのか、そういう一つの見通しがあつて今回凍結という判断になったのだと思わざるを得ません。

今後、いつまでこれを凍結していく見通しなのか、伺いたいと思います。

○片山国務大臣 これは別途法律で定めるということになっておりますので、そのときまでは凍結ということになると思っております。

○秋葉委員 政府・民主党内においてもやはりいろいろ異論があるようでございますし、廃止じゃなくて凍結というままの状態が続けば、民主党内のガソリン値下げ隊の皆さんも引込みがつかないんじゃないかなと私は思いますので、しっかりと国民に対して、今特にガソリンが大変値上がりしておりますから、そういう意味で、廃止のメツセージをやはり打ち上げていくべきだということ

を申し上げておきたいと思っております。

そのほか、私どもが今回緊急提言をさせていただいた中で、幾つか盛り込まれなかったことがございます。今回の特例法案はあくまで第一弾だというふうに理解をしておりますけれども、今後の取り組みの中で、例えば被災者向けの優良賃貸住宅の割り増し償却を法人住民税あるいは法人事業税で措置していくことも必要じゃないかと思っておりますけれども、今後どうされる見通しでいらつしやいますでしょうか、お答えをいただきたいと思

○片山国務大臣 例えば割り増し償却といふことは所得の計算方法の特例になるわけでありまして、地方税では例えば個人住民税、法人住民税それから法人事業税と所得関係がありますけれども、これらの税といふのは総じて、所得の計算といふのは国税に連動しておりますので、国税においてまずは検討されるということになります。その国税の検討は、二次の税法の改正に際して検討がなされるということになります。

○秋葉委員 時間でございますので、最後の質問にさせていただきます。

同様に農業対策においても、私どもは土地の譲渡益課税の特例についても言及をさせていただいておりましたけれども、今回は盛り込まれませんでした。これも第二弾の中でぜひ導入を検討していただきたいと思いますが、大臣の御所見を伺いまして、私の質問を終えたいと思っております。

○片山国務大臣 これも所得の計算になりますので、所得税の特例をどうするかという検討が第二次の改正においてなされるものと思っております。

○秋葉委員 いろいろなことを申し上げましたけれども、ぜひ連休の前後に、今度はヘリコプターではなくて、来週の月曜日からはおかげさまで仙台までは新幹線も再開になります、基礎自治体には大臣みずから行つていただいて、現地、現場の生の声に率直に耳を傾けていただきますようお願いを申し上げます。

きょうは、ありがとうございました。

○原口委員長 次に、西博義君。

○西委員 地方税法の一部を改正する法律案について御質問申し上げます。

まず最初に、これから地方を復興していくについて、生活を再建するためには、まず企業が事業を再開して、そして生き生きとその地方で活躍していただける、このために支援をしていくということが一刻も早くしなければいけないことの一つだと思います。今は、被災した企業に税負担を求めるといふよりも、税負担を軽減することによってそれを助けていく、これが必要だといふふうに

思っています。自治体にとっては税収がもちろん減少いたしますが、それは一時的であつて、企業が復活したときにはまた後々税収も上がってくる、こういうことが考えられます。

今回の法案では、企業の事業用地への固定資産税の減免措置を講じるべきではないかといふふうに思いますが、その点について伺いをしたいと思います。

また、被災代替償却資産について、課税標準を四年度分二分の一ということでも今回発表されておりますが、例えば、ある一定額以上の償却資産についてはさらに減免措置を講じるということが今後の復興のためにも必要ではないか、こう思いますが、御答弁をお願いしたいと思います。

○逢坂大臣政務官 今回の、被災区域内の企業の事業用の点についていろいろと措置を講ずるべきというのは、まさにそのとおりだといふふうに思っております。

私の方から三点お話をさせていただきますが、まず一つは、津波により今回甚大な被害を受けた区域の土地家屋については、事業用のものも含めて、平成二十三年度分の固定資産税の課税を免除するというのが一点でございます。

二点目は、その区域内の償却資産あるいは区域外の固定資産については、地方税法の三百六十七条の規定に基づいて、個々の資産の被害状況に応じて適切に減免措置を講ずるようということ、関係自治体にはお知らせをしているところでございます。

それから、御指摘のありました代替償却資産につきましては、阪神・淡路大震災時の特例措置を拡充する形で、企業の設備等が被災し、家屋や償却資産等の代替資産を取得した場合には、固定資産税を軽減する措置を講ずるということにしているところでございます。

そして、現在、西委員から指摘のありましたさらなる軽減措置ということでございますけれども、今後の復旧復興の状況、あるいは関係省庁からさまざまな意見が出てくるというふうに思

ておりますので、復興支援措置全体の中でこれからまた検討してまいりたいというふうに思っています。

○西委員 ありがとうございます。十分検討していただきたいと思います。

続きまして、国税の特例では、被災事業用資産の損失で欠損金が生じた場合には、所得税、法人税については今回、二年さかのぼって繰り戻し還付を可能にということになっているわけでございます。

一方、地方税の特例では繰り戻し還付の措置は講じられておりません。事業を再開する人は繰り越して必要経費に算入して処理できるわけですが、残念ながら、大きな災害で事業の再開をあきらめる人も、当然、阪神・淡路の例でもたくさんございまして、そういう方も出てくるおそれがございます。そういう人はその機会もなくなってしまう、公平性に問題が生じるのではないかとこのように考えます。

法人事業税は応益的な性格があり、議論はあるというふうにも思いますが、少なくとも所得税、法人税に連動している住民税については、すでに繰り戻し還付できなくとも、事務体制が整った後に、一定期間の間、還付できるように検討するということが公平ではないかというふうに考えられますが、御所見を賜りたいと思います。

〔委員長退席、福田（昭）委員長代理着席〕

○片山国務大臣 これはかなり税の基本的性格に関する論点になります。なぜ国税と地方税とは違があるのかということであります。

もともと国税は、所得税なんか典型的でありますけれども、応益税と言われておりまして、その人の能力に着目して課税をしたり課税をしなかったり、そういう性格があります。

住民税の場合には、応益的。固定資産税なんかもそうですけれども、自治体のサービスを受けていることに対応して支払っていく、そういう性格があります。これを地方自治法では負担分任と言っておりますけれども、負担をみんな分かつ

合うということでありまして、いわば毎年毎年の自治体の物入りを、そのときの住民みんなが負担を分ける、そういう性格のものであります。したがって、応益税と違って薄く広くということでは、会費的な性格だと言われることもあるわけであります。

そんなこともありまして、個人の事情に着目して、さかのぼって税を調整するというのは、全くないわけではありませんが、これは非常に限定的にとどめておける。もし、国税と同じような個人に着目した税の再計算ということをやることになりますと、いわば先ほどの会費の再計算もまたやらないといけない、そういうことが理屈上も出てまいりまして、そこは割り切って、地方税の場合にはそういうことは導入しないということでは、今日まで来ているわけであります。

ですから、事務上の問題ももちろんないわけではありませんが、どちらかというと、税の基本的な性格から国税と地方税の両者の違いがあるとは思いますが、その違いはこれからの、その差はあってもいいと考えているところであります。

○西委員 ところで、先ほどの議論の延長ですが、国税の繰り戻し還付というのは、ある意味では、復興に対してのキャッシュフローの対策の一助にもなるという側面もあります。そんなことで、ちよつと議論はそれなんです、別のキャッシュフロー対策について質問をさせていただきたいと思ひます。これは農水省の方にお願ひしたいと思ひます。

施設の復旧や運転資金の借り入れに対する融資への保証を支援するために、平成二十三年三月末まで行われていたような漁業緊急保証対策を講ずるという検討をされているやにお聞きをしております。その際、保証内容については、前の対策の保証限度額二億八千万円、それから無担保無保証人の枠、千二百五十万円などの制限を今回はなくしていくということのようです。

その制限がなくなるのはいいんですが、当然、

融資に対する審査はあるわけですから、そういう意味では、今回の融資を希望する事業者は、事業用資産が損壊したり、また全くなってしまうといったことで、そういう面では大変厳しい状況のもとでの融資の相談ということになるのではないかと思います。せっかく保証制度を講じても、通常の融資審査では厳しい審査結果になってしまうのではないかとこのことが危惧されます。事業再開の支援という漁業緊急保証制度の趣旨を踏まえて、どのような制度運用をしていくのか。さらに、無利子融資もぜひとも拡充されるように希望したいというふうに思ひます。御答弁をお願いいたします。

○柄澤政府参考人 答え申し上げます。

今般の大震災により被災されました漁業者の方々が、安心して養殖の施設の資金あるいは漁船建造の資金などの融資を受けられまして、できるだけ早く漁業を再開できるように、農水省といたしまして、現在、無担保無保証人での融資の円滑化を目的とした緊急保証対策を講ずることを考えております。

この無担保無保証の融資に加えまして、日本政策金融公庫資金や漁業近代化資金などにつきましては、貸付金利を実質無利子化するというようなこと、さらには償還期間や据置期間を延長するというようなこともあわせて行うことを考えております。

こうした措置をあわせて総合的に行うことで、据置期間中の返済が不要になるというようなことになりまして、今回の震災で、漁業再開後、すぐ返済が困難な漁業者の方でありまして、結果として円滑に融資を活用していただけたというところを考えるとございいたします。

○西委員 今お聞きした範囲では、震災で資産を大幅に失ったということを条件にしても融資を相当数受けられる無担保無保証ということを考えているということ、積極的な対応をお願いしたいというふうに思ひます。

続いて、今回の法案では、原子力発電所災害に

関する固定資産税の減免措置はまだ講じられておられないというふうに思ひます。原子力発電所災害の被災地にある家屋や土地等に関する固定資産税についても、当然、減免措置を講ずるべきではないかというふうに思ひますが、この点について伺ひいたします。

もし減免措置が必要と考えている場合には、政府が設定している避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域など、きのうもまた新たな方針が出されましたけれども、それぞれの場所について、これらすべての場所が減免措置の対象になるのか、それとも、そうではなく、何らかの考えがあるのかということもあわせて伺ひをしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○片山国務大臣 原子力災害の被災地については、今回の地方税法の一部改正においては直接言及しておりません。というか、対象として想定しておりません。

さればとて、では、地方税法の現行規定に基づきまして爾々と課税をしていのかということ、これは非常に大きな不都合を生じることになります。避難を余儀なくされている固定資産の所有者の皆さんにとりましては、土地家屋が使用収益できないわけでありまして、そういう実態は当然踏まえる必要があると思ひます。それが一つです。

ただ、現時点で、例えば避難をいつまで余儀なくされるのかということがまだ判然としません。そうしたときに、いわば一年間の税のあり方というものを現時点で決めてしまおうということに對するためらいもあります。そんなこともありまして、現在は、市町村の方に連絡をいたしまして、期限を延長する、要するに、課税行為を現時点では控えるということにとどめていた、だいておりまして、そうしますと納税者の皆さんにとっては実害がないわけでありまして、

多少中途半端な状況が続きますけれども、いずれ事態がどちらかに判然とした場合に、必要とな

りましたら、また改めて法律の改正案を出すというように考えているところであります。

○西委員 確かに、大臣おっしゃる通りに、まだ現在、いつまで避難するかとか、お仕事がいつ再開できるかとか、さまざまな要件があつて、今はつきり決めることができないということとはよくわかります。今後ある程度見通しが立った時点において、そういう課税に対するきめ細かな対応を、ぜひとも住民の立場に立つてお願いしておきたいと思ひます。

続いて、法案では、津波によって甚大な被害を受けた区域内の固定資産税の課税を免除するのは、今回は平成二十三年度分ということになっております。平成二十四年度以降の課税の免除についても行えるようにされるのかどうか。それから、平成二十四年度以降は、被災住宅用地の特例や被災代替住宅用地・家屋の特例で対応するというふうにお考えになっているのかについてお伺いをしておきたいと思ひます。

○逢坂大臣政務官 お答えいたします。

御指摘のとおり、今回の固定資産税の課税免除は二十三年度分のみ措置というふうになっております。

御案内のとおり、土地家屋の課税につきまして一月一日を基準的なルールとしてやっているわけですが、三月十一日はそれらのものが滅失、損壊してしまつた、特に家屋はそういうことになつておりますので、今回のような措置を講じたということでありまして、したがひまして、来年の一月一日になると、そもそももう家屋の場合については、ないということもあるわけでございますので、今回とはまた違つた考え方というものが場合によつては出てくるかもしれません。

いずれにいたしましても、今後の復旧復興の状況を見ながら、さらに二十四年度以降、措置が必要であれば法的な仕組みが必要になつてまいりますので、今後の状況の推移を見ながら、必要な検討があれば対応してまいりたいというふうに思ひます。

○西委員 確かに、一月一日という基準をもとにということであれば、復旧の度合い等、さまざまな要件がかつてくるかもしれません。きめ細かな対応をお願いしたいというふうに思ひます。

続きまして、被災代替住宅用地や代替家屋、住宅用地は三年度分、それから代替家屋は四年度分二分の一、その後の二年度分には三分の一と、特例の対象となる期間がそれぞれ異なつております。それぞれに理由があるのかもしれませんが、そういうことになっております。

例えば、当面、復興の重点期間を五、六年ぐらいというふうに定めて、その間、例えば三年間は免除する、残りの三年を二分の一にするなど、その地域で生活を再建し、生活が安定するようにはないかというふうに思ひますが、この点についてはいかがでしょうか。

○逢坂大臣政務官 御指摘のとおり、今回、被災用の代替家屋につきましては六年間ということで措置をさせていただいておりますが、どの程度やるべきかというふうにはいろいろ御議論があるかというふうに思つております。さらに、代替用の土地につきましては三年間という措置でございますけれども、土地を取得して三年ぐらいの間には、何らか対策、いわゆる住宅などを建てていただくということになるのかなという推測を持つてこうしているわけですが、当然、その土地に住宅が建ちますと、現行の軽減措置、六分の一のものが適用されるということになろうと思つております。そういう点で期間をちよつと変えているということでありまして。

しかしながら、今御指摘のあつたとおり、期間を区切つて、さらなる見通しの立つような方向ということでありまして、これも、今後どういう状況で推移していくのかを見きわめて、そういう対応が必要になればまた検討することも考えてみたいと思ひます。

○西委員 今、最後の御答弁で、実情を見ながら、復旧復興の状況を見ながら、さらに考えるこ

ともあり得る、こんな御答弁だと思ひます。まだまだ始まつたばかりですので、これからいわばスタートするというところで、今回はこういう形でスタートするとして、状況に応じた柔軟な、住民サイドに立つた、実情に合わせた検討をいただければというふうに思ひます。

○福田(昭)委員長代理 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

地方税法について質問をいたします。本法案は、東日本大震災による被害が甚大なものであつたことから、阪神・淡路大震災に関連してとられてきた措置をベースにしつつこれを拡充し、また、新たな措置を創設するものであり、賛成の立場であります。

その上で、何点か確認、あるいは幾つか新たな措置をいうことについて質問をいたします。

財産を失ひ、仕事を失つた被災者の方は、地方税の納付期限の延長となつても、では、その後で納められるかといつても、その見通しが立たないということも当然起こり得るわけでありまして。既に滞納を抱えている被災者の方であればなおさらのことです。

そこでお尋ねしますが、このような滞納を抱えた被災者に対して無理な取り立てを行うようなことはやらない、あるいは、期限延長したのに延滞金を取るようなことも行わない、これは当然のことだと思ひますが、その点について確認をさせていただきます。

○逢坂大臣政務官 私自身も、何年か課税の事務をやつたり徴収の事務をやつたりした経験がございます。滞納をされている方の事情というのはさまざまございまして、その滞納の状況に応じた対応が必要になると思つております。今回、その上に、さらに災害、被災ということが重なつてきますので、平時以上に十分に配慮をした、滞納されている方々への対応というものが必要になるというふうにしております。

その上で、現在の法律上の規定をお話しさせて

いただきますと、滞納者が災害を受けた場合には申請に基づいて徴収猶予を行うことができることになつております。滞納処分をすることができない財産がない場合などにおいては滞納処分の停止を行うことができることになつております。また、徴収の猶予やあるいは滞納処分の停止を行っている間の延滞金については免除することとされております。

以上でございます。

○塩川委員 その上で、納税者の資力が回復しないような場合については、当然のことながら、地方税の免除を含めた措置というのをを行うことが求められていると思ひますが、その点についてはいかがですか。

○逢坂大臣政務官 その点につきましては、地方税法の第十五条の七の四項に、執行停止の状態、すなわち、処分するような財産がない、資力が回復しないというようなことなどもあつて執行停止がずっと続くんだと思われましても、それが三年間継続したときは消滅をするということになつております。

以上でございます。

○塩川委員 これは今後、現場での実情を踏まえて、執行がどうなつていくのかについては、個々具体的問題があつた時点で、改めてその点をたたくということにしていきたいと思つております。こういった減免によつて地方税の減収分が生まれたような場合に、その穴埋めをどうするのか、国としてはこの点をどういうふうにするつもりなのかについても確認で御答弁をお願いいたします。

○逢坂大臣政務官 今回、自治体が独自に減免をしていくということになつた場合の歳入の穴でございまして、これは歳入欠陥債によつて補てんをしていくというふうになつてくると思ひます。

さらに、これは現在のところ、災害の発生年度である二十二年分だけということになつていくわけですが、今後、二十三年度以降における減免についても同様に対応するということがあれば、

法改正ということも予定しなければならないというふうに思っております。

それから、歳入欠陥償の後年度の元利償還に對しての考え方がありますが、阪神・淡路大震災の際に講じた措置、基準財政収入額の算定を踏まえて七五％を交付税措置いたしておりますけれども、これに加えて、さらに、財政力にに応じて最大二〇％の交付税の措置を予定できないかというふうに現時点では思っております。

○塩川委員 しっかりとした措置をお願いしたいと思ひます。

次に、今回の法改正で、津波被害に對する固定資産税の課税免除措置が創設されます。この特例措置の内容がどのようなもので、こういう措置を講じる理由が何かについて、あわせてお答えいただけますか。

○片山国務大臣 幾つかありますけれども、そもそも論からいいますと、固定資産税というのは、一月一日の現況によつてすべて課税要件を決めてしまひますので、現行法によりまして、一月一日に現に存在している土地家屋についてはそのとおり課税をするということになります。これは幾ら何でも不都合であります。

したがって、津波に洗われて家屋が滅失してしまつた、土地も大きな災害を受けているところについては課税免除をしよう、これが一つの内容であります。それから、以前も申し上げたことがあると思ひますけれども、住宅が上に乗つたつてある土地については、一定の面積は課税標準を六分の一にするという特例がありますけれども、これが、住宅が取つたつてと途端に六倍にはね上がる、こういう不都合も生じますので、こういうことを避ける。そのほか幾つかのことがあります。

それらに伴つて自治体は大幅な減収にならざるを得ませんが、これについては、すべて地方債の発行によつて当面の歳入を賄うことになつてしまひます。しかし、それが将来の自治体の財政運営に大きな支障を及ぼすということになつてはいけません。

で、それについては一〇〇％を後年度の地方交付税によつて補てんする。

これが、特例の大きな概略と、特例によつて生じます減収の補てん策のあらましであります。

○塩川委員 津波被害に對する固定資産税の課税免除措置の御説明がありました。

それに対する地方自治体の減収分に對する対応で、地方債の発行で、これは減税補てん債のようなものの発行を可能として、こういった減税補てん債の元利償還金について、一〇〇％を交付税で措置するというのを考えておられるということ、確認ですが、よろしいですか。

○片山国務大臣 今提案しておりますこの法案が成立をしまして、その成立後の法律に基づいて課税免除が行われるとした場合には、その課税免除の対象となつた減収額というのは全額地方債を發行することが可能であり、かつ、その元利償還金については後年度、地方交付税で全額を見ていく、こういうことになります。

○塩川委員 それと、津波被害について、面的に課税免除の措置も行われるわけですが、今回の大震災では各地で地すべりや液状化による地盤被害が起つております。

地すべり被害の状況についても、国交省が把握している地すべり被害で二十六カ所に及ぶと承知をしておりますし、液状化被害につきましては、地盤工学の学会、地盤工学会の現地調査では、東京湾岸地域の液状化被災面積は概算で約四十二平方キロとしております。朝日新聞でコメントを寄せておられます、調査に当たつた安田進東京電機大学教授は、「阪神大震災では神戸・尼崎市間で液状化が起きた面積は十平方キロ程度だった。今回、他の地域の分も加えれば国内で過去最大規模と言つていい」と述べています。

ですから、阪神・淡路のときに、ポートアイランドのような埋め立ての地域を含めて十平方キロで液状化が起つた。今回の場合は、東京湾岸だけでも四十平方キロの液状化の被害があるんじゃないのか。さらには、利根川の流域というのも広

く液状化の現象が起つていられるわけですね。そうしますと、千葉県と茨城県と埼玉県、こういった広い範囲で液状化の被害が生まれております。また、茨城の那珂川の流域、海に接するようなひたちなか市などにおいても同様の液状化の被害が広がつておりまして、地下の埋設物が浮き上がるとか、あるいは住宅も傾き、地下の中にあるさまざまな配管なども大きな影響を受ける。

言われているように、傾いた家をもとに戻すジャッキアップだけでも五百万円かかると言われておりますし、配管を含めて全体の費用を見るとしたら、一千万円以上かかると思われるような大きな負担を強いられるものであります。ですから、こういった過去最大規模の液状化被害に對した被災者支援策が必要だと考えます。

大臣にお尋ねしますが、津波被害に對する固定資産税課税免除措置に準じて、広範囲に及ぶ地すべりや液状化による地盤被害について、固定資産税や都市計画税の減免などの特例を設ける法的措置を具体化する考えはないか、お尋ねします。

〔福田(昭)委員長代理退席、委員長着席〕
○片山国務大臣 御指摘のような、地すべりによる被害とか液状化による被害があることはもちろんでありますけれども、これらの被害の態様というのは必ずしも一様ではありません。被害の態様はさまざまあります。

例えば、液状化を例にとりますと、相当長期間使用収益が事実上できないような土地ももちろんあると思ひますし、一方では、多少の手直しで比較的早期に使用収益が可能となる土地もあるわけでありまして、そういう被害の態様がさまざまな土地について、一律に課税免除とか一定の課税の規制を加えるということは必ずしも妥当ではないと私は思ひます。むしろ、そういうさまざまな態様に對しては、個別の自治体が現場の実態を見まして必要な措置を講ずるということの方が、結論においては妥当するんだらうと思ひます。

現に、地方税法に三百六十七条という規定がありまして、ここに、天災などによつて不都合が生

じた場合には自治体の判断で減免ができるという規定がありまして、その規定を使うことによりまして納税者の抱えている事情というものを解決していただく、これがルール、基本でありますので、そちらによつていただければと思つております。

○塩川委員 今回、津波被害に對しての面的な固定資産税の課税免除の措置なども行われている。そういうことをやるのであれば、液状化の被害などについては踏み込んだ対応というのをも具体化するべきときに来ていると思ひます。

液状化についても、それは地域によつてのいろいろな差があります。東京湾岸と利根川流域と那珂川流域なんかでも態様の違いがありますけれども、しかし、共通する部分というのは当然あるわけですね。利根川流域の茨城や千葉の自治体で見まして、千葉の香取市ですとか我孫子市とか、茨城でいえば潮来や神栖や鹿嶋などについては、要するに、住宅団地のところがかもとも田んぼだったところで、下が砂地で、その下の砂のところは建設用の砂として取つて埋め立てをして、少し高盛りをして住宅を建てるといふようなところが、今回の地震で揺れて水が噴き出して傾くという点での共通性というのは広くあるわけですね。そういう事実態をしっかりと踏まえた対応策というのはぜひお考えいただきたいということを改めて申し上げておきます。

最後に、今回は第一弾ということでもあります。当然、第二弾ということもお考えだと思ひますが、その点でも、原発事故に伴う被害者への地方税の減免措置について、どのように取り組むのかについて最後にお尋ねをして、質問を終わりたいと思ひます。

○片山国務大臣 原発の関係地域の、例えば固定資産税について、現時点で現行の地方税法どおりでなくと課税することが妥当しないことは言うまでもないと思ひます。ただし、しからば、現時点において津波被害と同じように課税免除を地域的に行うということ判断するのは、それはそれで

また妥当しないと思います。

といいますのは、まだプラントの封じ込めの状況がわからない、避難の期間というものがいつまになるかわからないというような状況の中で決めてしまうというのも妥当しないということ、先ほど申し上げたとおりでありまして、したがって、現時点では期限の延長ということをやっていたいておりまして、納税者の皆さんに負担が当面生じないようにしております。

今後の推移を見計らいまして、一定の判断ができる状態になりましたときに、必要に応じて法案を出したいというのが現時点での考え方でありま

す。

○塩川委員 ぜひ早急な具体化を求めて、質問を終わります。

○原口委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正です。

まず、東日本大震災の税制上の対応について伺いたいします。

地方税法改正案の附則四十二条は、東日本大震災を平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害」と定義しております。対象は原発事故災害を含んでいるわけですね、この定義は、

ところが、固定資産税及び都市計画税の課税免除が書かれております五十五条においては「東日本大震災に係る津波により」と書いておりまして、

原発事故を除外している。これはどういう意味があるのか、なぜ除外されているのかということが一つと、今回の税制上の対応で、この五十五条以外に原発事故を除外したものがあのかどうか。

というのは、四十二条で、今言いましたように、東日本大震災というのは大津波と原発事故の二つをあわせて規定しているわけですね。ところが、今言うように、この部分、五十五条についてはそうでないように書かれている。だから、ここ辺のところがなぜなのかという疑問を持ちますので、それについてお答えをいただきたいと思いま

す。

○片山国務大臣 先ほど来申し上げているつもりなんですけれども、固定資産税については、減免をするなり課税免除をするというのは、一月一日には存在をして、自然体であれば課税をしてしま

う、三月十一日に地震があったわけですから、一月一日の現況で課税してしまう、こういうことが今の基本的な地方税法のルールであります。ただ、津波災害によって大打撃を受けたところ

は、家屋はなくなっている、土地も当面、使用収益できないという明らかな被害があるものだから、それについては課税を免除しようというのが、今回の法律案の中の固定資産税、都市計画税

のくだりであります。

他方、原発の地域といえますのは、もちろん沿岸部は三陸などと同じように津波で壊滅的な被害を受けておりますから、ここは同じような状況で

ありますけれども、そうでない内陸の方は、固定資産、家屋が滅失をしているというようなことは

ないわけでありまして、損壊もしていないわけでありまして、したがって、現時点で確かに使用収益

できない、これは法的な規制を加えられて使用収益できないということはありませんけれども、固定資産自体が滅失しているということではないわけでありまして、したがって、極端なことを言いますと、できるだけ早いうちに帰宅が可能であって、それから平穩な生活が営めるということにもしなければ、一〇〇%かどうかはともかくとして、課税があっても不都合ではないということになります。これが長期化をして、もう本当に一年間帰れないというやうなことになるますと、それは固定資産があっても使用収益できないということになりますから、それが判然とした段階ではやはりきちっとした法的な手当てをする必要があるだろうと思いが、現時点では、それがまだ税の立場として明確に判断できないものですから、そこで、この法律の中には固定資産税は入れていないということでありまして、そこで、前もお話ししましたように、さりと

て、では淡々と、肅々と四月から固定資産税の課税行為が行われていくのかというと、それはそれで納税者の皆さんにとってはとても耐えられることではありませぬので、そこで、あらかじめ三月中に自治体の方に通知をいたしまして、期限の延長ということをしていただいております。したがって、納税者に今課税が行われて税負担が生じ

するということはないようにしている、こういうことを先ほど来申し上げたつもりであります。

○重野委員 農産物等々については、いわゆる風評被害という形で、市場に出されても競りにもかけてくれないという時期がありましたよね。今でもまだその風評被害が続いている。

そうすると、この原発周辺の二十キロあるいは三十キロという地域の地価とか評価というのが、

これもいわゆる風評被害じゃないけれども、実勢価格という点について暴落をするということ。たつてあり得るのではないかと。今大臣が言ったその検討が、そういうふうな事象というものを視野に入れた検討の余地が今後あるのかないのか、考慮すべき事象としてあるというふうに受けとめるか受けとめないか、その点について。

○片山国務大臣 例えば風評被害などの影響が、固定資産の価格にどういう影響を及ぼすかというのは非常に重要なポイントだと思います。しかし一方では、この被害といいますが影響の度合いとい

うのは地域によって、土地によって大きく異なります。したがって、それらを、態様がさまざまなことに対して法律で一律の基準を設けるとい

うのは恐らく現実的でないし、妥当しないと私は思

います。

そういうことに対して、既に地方税法の中に減免の規定というのがありますので、影響の度合いを見て、それにふさわしい納税者の負担の軽減というものが図られる、これが一番現実的で、かつ妥当するんだらうと私は思います。影響の多いところについては負担をゼロにするということも可能でありまして、影響が軽微であつてさほど致命的でないという土地であれば、負担の軽減を何分の

一かにとどめるということも可能でありまして、そういう柔軟な仕組みが既にありますので、法律で一律に規制するよりは、それぞれの自治体において妥当な結論を導いていただくということの方がいいと思います。

○重野委員 この事故で、いわゆる二十―三十という円の中にある方々で、この際、もう住まな

い、出ていくという方だつて相当出てくるんじゃないかと私は思うんですね。そのときに、その人が持っている家なんだけれども、実際として人が住んでいないという形になるんですね。そのときに、それは、住んでいなくても持ち主だからその方に課税をするということになるんですか。その

のところはどういうふうに検討されるんでしょうか。

○片山国務大臣 現在の法律ですと、住んでいなくても持ち主に課税することになります。

それが、例えば半年後ぐらいのときに、状態によつては、当面だれもそこに住むことができないというような状態でありましたら、きちつとそれは課税をしない、課税免除をする、そういう法的措置が必要だろうと私は思います。

逆に、その時点で、住もうと思えば住めるというような状態に復しているとしたら、幾らかの減免をするということはあるとは思いますが、けれども、住んでいないから課税をしないということにはならない。

いずれにしても、そのときの態様、それから被害や影響の事情によつて負担関係は決まってくる、場合によつては一定の法的な整備が必要になつてくる可能性があると思ひます。

○重野委員 これは、明らかに国策によつて福島に第一、第二原発をつくつたわけですね。そこに住んでいる人は全く関係ないんですよ。住んでいる人はその決定過程に全く参加していないんですよ。全く参加していない過程の中で出た事態に対して、そういう意味で、そこに住んでいる方々も、軽減はするけれども、負担をするという理屈は通らないんじゃないかというふうに私は思いま

すよ。これは明らかに、福島原発ができた、それがゆえに今があるわけですから。

それは、住民の方から国はどうしてくれるんだというふうに訴えられたときには、それを受けて、仮に裁判になった場合にどうするかという判断が迫られるときも来るのではないですか。だから、そういうことになる前に、私は、やはり国策を進めた以上は、国が万般もろもろ、すべて責任を持つという立場で対処していくことが求められているのではないかと、これを最後に強調しまして、私の質問を終わります。

○原口委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。

きょうは、地方税法の一部を改正する法律案、震災関連の特別立法の第一弾がようやく提出されたわけでありまして。先日、総務委員会、阪神大震災のときは震災から一カ月でこうした地方税法の改正案が特別立法の第一弾で提出され成立を見て、こういうお話をさせていただいて、三月十一日から見ますと一カ月半という期間でありまして、精力的にこの間御議論されて提出を見たことは私はよかったですというふうに思っております。

この中で、軽油引取税のトリガー条項の一時停止というのが盛り込まれております。後ほどその件に関して私どもから修正案の提出をさせていただきまして、そのことについてきょうは質疑を取り上げさせていただきたいというふうに思います。

まず、本当に初めの確認であります。今回、軽油引取税のトリガー条項が凍結に至った理由と

いうのを伺いさせていただきたいと思っております。○片山国務大臣 このトリガー条項が仮に発動されま

すが、特に、今次のように大きな災害に見舞われまして、その災害復興のためにあらゆる歳入などを見直したり確保できる財源を調達しようという事情がある中で、思わぬ減収が生じてしまうということになりますと、これはとても財政運営に支障が生じるということになりかねません。

そんなこともありましてこのトリガー条項についての見直しの議論が行われてきたわけでありまして、何分、今おっしゃったように、震災に対する税制上の特例というのは国税、地方税ともなるべく早く決めなければいけないので、そこでスピード感ということも考慮して、とりあえず凍結ということにしたわけでありまして。

○柿澤委員 ガソリン及び軽油の価格についていうと、この間、中東等の情勢もあつてかなり上がつてきていた状況の中でこの震災を迎えたわけですね。特に被災地に入りますと、さまざまな要因でガソリン不足、燃料不足がありましたので、そういう価格の高騰の状況も見受けられる、そうした状況にありました。

そうした中、今、三カ月、ガソリンでいえば、百六十円を超えるとトリガー条項が発動する、こういうことにこれまでなつてきたわけですから、もし仮にこの一時凍結がなされない場合にどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

そのために、まず、ガソリンや軽油の価格の今の動向についてお伺いをしたいと思います。○逢坂大臣政務官 現在、私の手元にありますデータを見ますと、例えばここ一年ぐらいの状況を見ますと、原油、軽油あるいはレギュラーガソリン、いずれにおきましても、昨年の十月あたりを一定の底として、それ以降、じりじりと現在に向かって価格が上がつてきているというふう

に認識をいたしております。○柿澤委員 ガソリン価格の高騰、軽油価格の高騰というのは、まさに被災地も含めた経済活動に大きな影響と、またいわば打撃を与えるものもあるわけですね。そうした中で今回一時凍結を行おうというわけで、そういう意味でいうと、これ

は、ガソリン価格が幾ら高くなつても、軽油価格が幾ら高くなつても暫定税率の撤廃は当面行わないということになるわけですね。被災地で生活をし、経済活動を行つていらっしゃる方々に、日本全国でうすけれども、特にこうした状況の中でこのよう

な決定が行われるということが本当に理解されるだろうか、こういうふうにも思うわけでありまして。もちろん財政事情も背景にあるんでしょう。トリガー条項が発動されれば、国と地方合わせて四千五百億ぐらいの減収になるんだというふうに言

われていきます。それだけの減収をどういうふうに賄つていくのか、こういう議論にもなる。年度途中に突然ということであれば、片山大臣がおっしゃるようなそういう面も確かにあるかもしれない。復興にかける費用が何十兆という単位で必要だと言われている中でありますので、私もそのことは理解をしないわけではありませぬけれども、しかし、復興財源の調達の仕方として、こう

いうところから取っていくということが果たして正しいやり方なのかということについては、私たちは大いに疑問に思つています。今回、やはり被災地の復興を初めとする事業にかける予算は、私は、財政的な制約で、少なくともということではいけないというふうに思

うんです。大きなしつかりとした予算枠をとつて、そして踏み込んだ、大胆な復興の事業を行つていく、こうしたことが必要だと思つて、先日、全国知事会の皆さんも、災害に関する特別提言において、そうした観点から、足りない財源については日銀による国債引き受けを考へて

もいいのではないかと、こういうことも提言をされている状況であります。そうした中で、こういう形で復興の財源を確保しようとする、事実上、場合によつては増税になるような措置で確保しようとする、この手法で果たしていいのかというふう

に思ひます。せめて被災三県については、これだけ深刻な経済的な打撃を受けているわけでありまして、私

は、このトリガー条項が、仮にガソリンや軽油が上がつた際にはこの地域限定でも発動される、そうした仕組みをつくる必要があるというふうに考えますけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 いわゆるトリガー条項の凍結につきましては、いろいろ御議論があることは確かだろうと思ひます。議論のある中で一つの選択、割り切りであります。その際、それはひとえに被災地の復興のための財源確保、財源の安定化の一環でありますので、ぜひ被災地の皆さん方には御理解をいただきたいと考えておりますし、また御理解をいただけるものと思つております。

御指摘のありました、例えば被災地に限つてこのトリガー条項が発動されるようにしたらどうかということですが、一般的な考え方として、そういう考え方がないわけではないとは思ひますが、消費課税につきましても、地域的に複数の税率を設けるということとは非常に困難とい

います。消費課税自体にとつては想定していないことでもあります。そうしますと、物流に対して中立的でない要因を与える。別の地点で買つて別の地点に別途持つていくとか、いろいろなことが行われまして、物流に対して、経済に対して中立性を阻害するということがありまして、税制上はとるべきではないと私は考えております。

○柿澤委員 まさしくそれは平時の考え方、私たちは今、被災地をどういうふうな経済的な復興に向けて支えて、また後押しをしていくかということが求められているわけでありまして、そういう意味で、こうした平時の発想を乗り越えて、やはりこうした措置を講じていく必要があると思ひます。本

ありがとうございました。

○原口委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○原口委員長 この際、本案に対し、柿澤未途君から、みんなの党提案による修正案が提出されており、提出者より趣旨の説明を求めます。柿澤未途君。

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案
案

〔本号末尾に掲載〕

○柿澤委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、みんなの党を代表して、その提出の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

この修正案は、東日本大震災による被災状況が甚大であることを踏まえ、著しい被害を受けた県として総務大臣が指定する県においては、引き続き、揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止に係る規定、いわゆるトリガー条項を適用するものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○原口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○原口委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入りますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

地方税法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、柿澤未途君提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○原口委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原口委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○原口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○原口委員長 次に、内閣提出、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案
案

〔本号末尾に掲載〕

○片山国務大臣 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方議会議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者に対する一定の給付措置等を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、地方議会議員の年金制度に関する規定を削除することとしております。

第二に、制度廃止時において既に地方議会議員を退職している者に係る給付の経過措置として、

退職年金の給付事由が生じている者については、制度廃止前の退職年金の給付を行うこととしております。

第三に、制度廃止時において地方議会議員である者等に係る給付の経過措置として、退職年金の受給資格を満たす者は、制度廃止前の退職年金の支給と掛金及び特別掛金の総額の百分の八十に相当する額の退職一時金の支給のうち、いずれかを

選択できることとしております。また、退職年金の受給資格を満たさない者については、掛金及び特別掛金の総額の百分の八十に相当する額の退職一時金を給付することとしております。

第四に、退職年金については、年額が二百万円を超える場合には、超える額の百分の十に相当する額を引き下げるものとしております。また、退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額との合計額が七百万円を超える場合には、超える額の二分の一に相当する額の支給を停止するとともに、最低保障額を廃止することとしております。

第五に、制度廃止の方針決定後の平成二十三年一月以降に給付事由が生じた退職一時金については、同月分から平成二十三年五月分までの掛金及び特別掛金の全額を算入することとしております。

第六に、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用は、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとしております。また、地方議会議員共済会は、当該給付を行うため存続するものとし、業務がすべて終了したときに解散することとしております。

最後に、この法律の施行期日は、平成二十三年六月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○原口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

た。

次回は、来る二十六日火曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百八十九条第一項中「本条」を「この条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、四月一日以後に通知することができ

る。

第四百十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、四月一日以後に作成することができ

る。

第四百八条に次のただし書を加える。

ただし、第四百十条第一項ただし書の規定により四月一日以後に決定した場合にあつては、その決定した日から一月以内に送付しなければならない。

第七百四十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、四月一日以後に通知することができ

る。

第七百四十三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、同項ただし書の規定により四月一日以後に通知した場合にあつては、その通知した日から一月以内に送付しなければならない。

附則に次の十六条を加える。

(東日本大震災に係る雑損控除額の特例)

第四十二条 道府県は、所得割の納税義務者の選択により、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により第三十四条第一項第一号に規定する資産について受けた損失の金額(東日本大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この項及び次条第一項において「特例損失金額」という。)については、平成二十二年において生じた同号に規定する損失の金額として、第三十二条第九項及び第三十四条第一項の規定を適用することができる。この場合において、これらの規定により控除された金額に、これらの規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税に関する規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。

4 前項の規定は、平成二十三年度分の第三十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第三十七条の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

2 前項の規定は、平成二十三年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

3 市町村は、所得割の納税義務者の選択により、東日本大震災により第三十四条の二第一項第一号に規定する資産について受けた損失の金額(東日本大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この項及び次条第二項において「特例損失金額」という。)につ

いては、平成二十二年において生じた同号に規定する損失の金額として、第三十三条第九項及び第三十四条の二第一項の規定を適用することができる。この場合において、これらの規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税に関する規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。

4 前項の規定は、平成二十三年度分の第三十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第三十七条の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る雑損控除の特例)
第四十三条 所得割の納税義務者が特定雑損失金額(第三十二条第九項に規定する雑損失の金額のうち、特例損失金額に係るものをいう。)を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る第三十二条の規定の適用については、同条第九項中「金額をい、」とあるのは「金額をいう。」で特定雑損失金額(附則第四十三条第一項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。)以外のもの(と、「又は同条第一項」とあるのは「又は第三十四条第一項」と、「除く。」はとあるのは「(除く。)」及び当該納税義務者の前年前五年度内において生じた特定雑損失金額(この項又は第三十四条第一項の規定により前年において控除されたものを除く。はとす。

2 所得割の納税義務者が特定雑損失金額(第三十三条第九項に規定する雑損失の金額のうち、特例損失金額に係るものをいう。)を有する

場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の市町村民税に係る第三十三条の規定の適用については、同条第九項中「金額をい、」とあるのは「金額をいう。」で特定雑損失金額(附則第四十三条第二項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。)以外のもの(と、「又は同条第一項」とあるのは「又は第三十四条の二第一項」と、「除く。」はとあるのは「(除く。)」及び当該納税義務者の前年前五年度内において生じた特定雑損失金額(この項又は第三十四条の二第一項の規定により前年において控除されたものを除く。はとす。

(東日本大震災に係る純損失の繰越控除の特例)
第四十四条 所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者(平成二十三年分の所得税につき青色申告書(所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいう。第四項において同じ。)を提出している者に限る。)が平成二十三年純損失金額(その者の平成二十三年において生じた第三十二条第八項の純損失の金額をいう。以下この項において同じ。)又は被災純損失金額(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号。以下「震災特例法」という。))第七条第四項第三号に規定する被災純損失金額をい、同年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合に、当該平成二十三年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る第三十二条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で平成二十三年純損失金額(附則第四十四条第一項に規定する平成二十三年純損失金額をいう。以下この項において同じ。)及び被災純損失金額(附則第四十四条第一項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同

じ。))以外のもの(と、「を除く。)」とあるのは「(を除く。)」並びに当該納税義務者の前年前五年度内において生じた平成二十三年純損失金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。)」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの(と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年度内において生じた被災純損失金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。)」とす。

一 事業資産震災損失額(震災特例法第七条第四項第四号に規定する事業資産震災損失額をいう。))の当該納税義務者の有する事業用固定資産(土地及び土地の上に存する権利以外の震災特例法第六条第二項に規定する固定資産等をいう。次号において同じ。)でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち占める割合が十分の一以上であること。

二 不動産等震災損失額(震災特例法第七条第四項第五号に規定する不動産等震災損失額をいう。))の当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち占める割合が十分の一以上であること。

2 所得割の納税義務者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者(同項の規定の適用を受ける者を除く。))が平成二十三年特定純損失金額(震災特例法第七条第四項第六号に規定する平成二十三年特定純損失金額をいう。以下この項において同じ。))又は被災純損失金額(同条第四項第三号に規定する被災純損失金額をい、平成二十三年において生じたものを除く。以下この項において同じ。))を有する場合には、当該平成二十三年特定純損失金額又は当該被災

額をいう。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度の個人の市町村民税に係る第三十三条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（附則第四十四条第六項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）とする。」

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例）

第四十五条 道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一

項の規定の適用を受けた場合における附則第五
条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用に
ついては、附則第五条の四第一項中「租税特別
措置法第四十一条又は第四十一条の二」と
あるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税
関係法律の臨時特例に関する法律平成二十三
年法律第 号」第十三条第一項の規定により
読み替えて適用される租税特別措置法第四十
一条又は同項の規定により適用される租税特別
措置法第四十一条の二」と、同項第一号中
「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第
四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災
者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法
律第十三条第一項の規定により読み替えて適用
される租税特別措置法第四十一条第二項若しく
は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律
の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定
により適用される租税特別措置法第四十一条の

二と、同項第三号中「租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二」とあるのは「東日本

平成二十三年四月二十二日

用に關し必要な事項は、政令で定める。

(東日本大震災に係る法人の道府県民税及び市町村民税の特例)

第四十八條 第五十三條第十二項から第十七項まで及び第三百二十一條の八第十二項から第十七項までの規定は、震災特例法第十五條及び第二十三條の規定によつて法人税の還付を受けた法人について準用する。この場合において、第五十三條第十二項及び第三百二十一條の八第十二項中「開始した事業年度又は」とあるのは、「開始した事業年度、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号 第十五條第一項に規定する中間期間を含む。)(又は」と、「開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは、「開始した事業年度(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五條第一項に規定する中間期間を含む。)(において東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五條第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第八十條(同法第四百四十五條において準用する場合を含む。)(とあるのは「同条」と、第五十三條第十三項及び第三百二十一條の八第十三項中「開始した事業年度」とあるのは、開始した事業年度(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五條第一項に規定する中間期間を含む。)(と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「同条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「法人税法第八十條(同法第四百四十五條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(とあり、

及び「同法第八十条」とあるのは「同条」と、第五十三條第十五項及び第三百二十一条の八第十五項中「開始した連結事業年度」とあるのは「開始した連結事業年度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三條第一項に規定する中間期間を含む。）」と、

「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第八十一条の十八第一項第四号に掲げる」とあるのは「同条の規定により還付を受ける金額のうち各連結法人に帰せられる」と、第五十三条第十六項及び第三百二十一条の八第十六項中「開始した連結事業年度」とあるのは「開始した連結事業年度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第一項に規定する中間期間を含む）」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「同条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と読み替えるものとする。

（東日本大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付の特例）

第四十九条 東日本大震災に伴い第二十条の五の二の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、第七十二条の二十六第一項の規定による申告納付（以下この条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の第七十二条の二十八第一項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、第七十二条の二十六第一項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

（東日本大震災に係る個人の事業税の損失の繰越控除の特例）

第五十条 事業を行う個人のうち震災特例法第七十条第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（平成二十三年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。）が平成二十三年損失金額（その者の平成二十三年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額をいう。以下この項において同じ。）又は被災損失金額同年において生じたものを除く。以下この項にお

いて同じ。）を有する場合には、当該平成二十三年損失金額又は当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の事業税に係る第七十二条の四十九の八の規定の適用については、同条第六項中「損失の金額」とあるのは「損失の金額（附則第五十条第一項に規定する平成二十三年損失金額（以下この項において「平成二十三年損失金額」という。）及び同条第一項に規定する被災損失金額（次項において「被災損失金額」という。）を除く。）で前年前に控除されなかつた部分の金額及び当該個人の前年前五年度内において生じた平成二十三年損失金額」と、同条第七項中「損失のう

ち」とあるのは「損失の金額（被災損失金額を除く。）のうち」と、「部分の金額」とあるのは「部分の金額及び当該個人の前年前五年度内において生じた被災損失金額で前年前に控除されなかつた部分の金額」とする。

「附則第五十条の規定により読み替えられた第七十二条の四十九の八第六項若しくは第七項又は第七十二条の四十九の八第十項」とする。

6 前各項の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第五十一条 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下この条において「被災家屋」という。）の所有者その他の政令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下この条において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

2 事業を行う個人のうち震災特例法第七十条第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が平成二十三年特定損失金額又は被災損失金額（平成二十三年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該平成二十三年特定損失金額又は被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の事業税に係る第七十二条の四十九の八の規定の適用については、同条第六項中「損失の金額」とあるのは「損失の金額（附則第五十条第二項に規定する被災損失金額（次項において「被災損失金額」という。）を除く。）と、同条第七項中「損失のう

ち」とあるのは「損失の金額（被災損失金額を除く。）のうち」と、「部分の金額」とあるのは「部分の金額及び当該個人の前年前五年度内において生じた被災損失金額で前年前に控除されなかつた部分の金額」とする。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと道府県知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

と、同条第七項中「損失のう

ち」とあるのは「損失の金額（被災損失金額を除く。）のうち」と、「部分の金額」とあるのは「部分の金額及び当該個人の前年前五年度内において生じた平成二十三年特定損失金額及び被災損失金額で前年前に控除されなかつた

第五十二条 道府県は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した第百三十三条第一項の自動車（以下この項、附則第五十四条及び第五十七条第一項において「被災自動車」という。）の所有者（第百十四条第一項に規定する場合にあつては、

同項に規定する買主その他の政令で定める者が、被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合においては、当該取得が平成二十六年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

第五十三条 附則第十二条の二の九の規定は、震災特例法第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

（東日本大震災により滅失又は損壊した自動車の代替自動車に係る自動車税の非課税）

第五十四条 道府県は、平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度分の自動車税に限り、附則第五十二条第一項に規定する政令で定める者が、被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（第百四十五条第一項に規定する自動車税の課税客体である自動車をいう。）を取得した場合における当該取得された自動車に対しては、第百四十五条の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

（東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る平成二十三年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除）

第五十五条 次の各号に該当する区域が所在する市町村の長は、当該区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならぬ。

一 東日本大震災に係る津波により区域の全部又は大部分において家屋が滅失し、又は損壊した区域

二 東日本大震災に係る津波による浸水、土砂の流入その他の事由により、区域の全部又は大部分の土地について従前の使用ができなく

なつた区域

2 市町村は、前項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十三年度に係る賦課期日において所在した家屋に対しては、第百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十三年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする。

（東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）

第五十六条 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について第百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（以下この項、次項、第六項及び第十項において「被災住宅用地」という。）のうち、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で平成二十三年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において同条第一項に規定する住宅用地（以下この項、第三項及び第十項において「住宅用地」という。）として使用することができないう市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第百四十九条の三の二第二項各号及び第百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第五十六条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 平成二十三年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第五十六条第一項」とあるのは、「附則第五十六条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 東日本大震災により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について第百五十二条の二第二項の規定の適用を受けたもの（平成二十三年三月十一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税については、当該被災に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合において、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。）は、第十條の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を

住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第五十六条第一項」とあるのは、「附則第五十六条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

4 被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について第百五十二条の二第五項の規定の適用を受けたもの（平成二十三年三月十一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。）に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合においては、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合によつて当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適當であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十條の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合によつて按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第一項（前項）において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合においては、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）によつて按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

う。

5 市町村長は、被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、その者に、当該市町村の条例の定めるところにより、その旨を申告させることができる。

6 第三百四十三条第六項に規定する仮換地等（平成二十三年一月二日以後に使用し、又は収益することができることとなつたものに限る。以下この項から第九項までにおいて「仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税について同条第六項の規定により当該被災住宅用地につき登記又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて当該仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうち被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうち特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第五十六條第六項」とあるのは「附則第五十六條第七項において準用する同条第六項」と、「仮換地等」に代つて「被災住宅用地の所有者等」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地の所有者又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と、「第六項」とあるのは「第七項において準用する第六項」と読み替へるものとする。

7 仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて当該仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうち被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうち特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第五十六條第六項」とあるのは「附則第五十六條第七項において準用する同条第六項」と、「仮換地等」に代つて「被災住宅用地の所有者等」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地の所有者又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と、「第六項」とあるのは「第七項において準用する第六項」と読み替へるものとする。

8 仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該被災共用土地につき登記又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて当該仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税については、当該仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地に納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項に

成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて当該仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうち被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうち特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第五十六條第六項」とあるのは「附則第五十六條第七項において準用する同条第六項」と、「仮換地等」に代つて「被災住宅用地の所有者等」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地の所有者又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と、「第六項」とあるのは「第七項において準用する第六項」と読み替へるものとする。

9 仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「被災住宅用地のうち特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第五十六條第六項」とあるのは「附則第五十六條第七項において準用する同条第六項」と、「仮換地等」に代つて「被災住宅用地の所有者等」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地の所有者又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と、「第六項」とあるのは「第七項において準用する第六項」と読み替へるものとする。

10 被災住宅用地の所有者（当該被災住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十一日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）した場合における当該取得された土地で新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該取得された土地のうち被災住宅用地に相当する土地として政令で定めるものを住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九條の三の第二項各号及び第三百八十四條の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九條の三の第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げ

において準用する場合を含む。）とあるのは「第六項第七項において準用する場合を含む。」の規定により読み替へて適用される第一項」とする。

11 市町村は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成二十三年三月十一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五條の六から第十五條の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ三分の一に相当する額を当

該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

- 12 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者(当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事)が認める償却資産を取得し、若しくは損壊した償却資産又は当該滅失し、若しくは損壊された償却資産が共有物である場合に於ては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日以後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。
- 13 前項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第五十六条第十二項」とする。
- 14 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(東日本大震災により滅失又は損壊した自動車

等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税)

- 第五十七条 市町村は、平成二十三年年度から平成二十五年年度までの各年度分の軽自動車税に限り、附則第五十二条第一項に規定する政令で定める者が、被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車(二輪のものを除く。以下この項において同じ。)を取得した場合における当該取得された軽自動車に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。
- 2 市町村は、平成二十三年年度から平成二十五年年度までの各年度分の軽自動車税に限り、原動機付自転車、軽自動車(二輪のものに限る。)及び二輪の小型自動車(以下この項において「二輪自動車等」という。)であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの(以下この項において「被災二輪自動車等」という。)の所有者(第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主)その他の政令で定める者が、被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等を取得した場合における当該取得された二輪自動車等に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。
- 3 市町村は、平成二十三年年度から平成二十五年年度までの各年度分の軽自動車税に限り、小型特殊自動車であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの(以下この項において「被災小型特殊自動車」という。)の所有者(第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主)その他の政令で定める者が、被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車を取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。
- 4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則に十六条を加える改正規定(附則第四十五条に係る部分に限る。)は、平成二十四年一月一日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

第二条 改正後の附則第五十二条の規定は、平成二十三年三月十一日以後の同条第一項の代替自動車の取得について適用する。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 改正後の附則第五十四条の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された第四百四十五条第一項に規定する自動車に対して課すべき自動車税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第四条 改正後の附則第五十七条の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された第四百四十二条の二第一項に規定する軽自動車等に対して課すべき軽自動車税について適用する。

理由

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正理由

正案 地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則に十六条を加える改正規定中附則第五十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、東日本大震災により著しい被害を受けた県として総務大臣が指定する県においては、震災特例法第四十四条の別に法律で定める日までの間においても、附則第

十二条の二の九の規定を適用する。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条・第二条」に、「第百五十条の二」を「第百五十一条」に改め、「第一章 地方議会議員の年金制度(第百五十一条・第百七十三条)」を削る。

第一条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「地方議会議員及び」を削る。

第二条第一項及び第五十一条中「第十一章を除く。」を削る。

第八十二条第四項中「第百五十一条第一項に規定する共済会」を「地方公共団体の議会の議長」に改める。

第百四十四条の二十三第一項中「(第百五十一条第一項の地方議会議員共済会に関する部分を除く。以下この章において同じ。)」を削る。

第百四十八条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「(第十一章を除く。以下この条において同じ。)」を削る。

第十一章を削り、第百五十条の二を第百五十一条とする。

附則第十条を次のように改める。

第十条 削除

附則第十三条中「旧地方議会議員互助年金法(同法に基づく互助会の規約を含む。)」を削る。

附則第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

附則第三十六条中「又は共済会」を削る。

附則第四十条の見出し中「長期給付等」を「長期給付」に改め、同条中「及び共済給付金」を削る。

附則

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から

施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、同年九月一日から施行する。

(旧退職年金に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるもののほか、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に給付事由が生じたこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「旧法」という。)第百六十一条第一項に規定する退職年金(以下「旧退職年金」という。)については、なお従前の例による。

(旧退職年金の減額)

第三条 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金の年額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧退職年金に関する法令の規定により算定した金額が二百万円を超える場合にあつては、当該算定した金額から、その金額から二百万円を控除して得た額に百分の十を乗じて得た金額を減じて得た金額とする。

(高額所得による旧退職年金の支給停止)

第四条 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金については、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百六十四条の二の規定は、適用しない。

2 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金については、これを受ける者の旧退職年金の年額と前年における所得金額(旧退職年金並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条に規定する議員報酬、費用弁償及び期末手当並びに同法第二百三十三条の二に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該旧退職年金の基礎となつた在職期間に係るものの金額を除く。)との合計額が七百万円を超える場合は、当該合計額から七百万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該旧退職年金の年額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該旧退職年金の年額に相当する金額を限度とする。

3 前項に規定する前年における所得金額の計算

については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十四条の三第二項に規定する課税総所得金額の計算に関する同法の規定の例による。

4 前項に定めるもののほか、第二項の規定による旧退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧退職一時金に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第百六十一条の三第一項に規定する退職一時金(以下「旧退職一時金」という。)については、なお従前の例による。

(旧退職一時金の加算の特例)

第六条 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧退職一時金(施行日前に支給されたものを含む。)の額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧退職一時金に関する法令の規定により算定した金額に旧退職一時金調整額を加えた金額とし、旧退職一時金調整額の支給は施行日以後に行うものとする。

2 前項の旧退職一時金調整額は、旧退職一時金の支給を受ける者の在職期間に係る旧法第百六十六条第一項に規定する掛金(以下「掛金」という。)の総額に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額、その者の在職期間に係る同項に規定する特別掛金(以下「特別掛金」という。)の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額並びにその者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額の合計額とする。

一 在職期間が三年以上四年以下の者 百分の三十一

二 在職期間が四年を超え八年以下の者 百分の二十四

三 在職期間が八年を超え十二年未満の者 百分の十六

3 平成十九年四月一日前に地方公共団体の議会議員(以下「地方議会議員」という。)であつた期間を有する者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十一」とあるのは「百分の三十」と、同項第二号中「百分の二十四」とあるのは「百分の二十三」とする。

(代替退職一時金)

第七条 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧退職年金を受けける権利を有する者は、当該旧退職年金の支給に代えて、代替退職一時金の支給を選択することができる。ただし、施行日から起算して七年を経過したときは、この限りでない。

2 別段の定めがあるもののほか、代替退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例による。

3 代替退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額と、その者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額との合計額とする。

4 既に旧退職年金を受けた者が第一項の規定により代替退職一時金の支給を選択した場合における当該代替退職一時金の額は、前項の規定により算定した金額から既に受けた旧退職年金の額を合計した金額(以下この項において「控除額」という。)に相当する金額を控除した金額とする。ただし、控除額が当該代替退職一時金の額を超える場合には、その控除を行う金額は、当該代替退職一時金の額に相当する金額を限度とする。

(旧公務傷病年金に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第百六十二条第一項に規定する公務傷病年金(以下「旧公務傷病年金」という。)については、なお従前の例による。

(旧遺族年金に関する経過措置)

第九条 別段の定めがあるもののほか、施行日前

に給付事由が生じた旧法第百六十三条第一項に規定する遺族年金(以下「旧遺族年金」という。)については、なお従前の例による。

(旧遺族一時金に関する経過措置)

第十条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第百六十三条の三第一項に規定する遺族一時金(以下「旧遺族一時金」という。)については、なお従前の例による。

(旧遺族一時金の加算の特例)

第十一条 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧遺族一時金(施行日前に支給されたものを含む。)の額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧遺族一時金に関する法令の規定により算定した金額に旧遺族一時金調整額を加えた金額とし、旧遺族一時金調整額の支給は施行日以後に行うものとする。

2 前項の旧遺族一時金調整額は、これを受ける者の人員にかかわらず、旧遺族一時金の給付事由となつた死亡に係る者の在職期間に係る掛金の総額に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額、その者の在職期間に係る特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額並びにその者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額の合計額とする。

一 在職期間が三年以上四年以下の者 百分の三十一

二 在職期間が四年を超え八年以下の者 百分の二十四

三 在職期間が八年を超え十二年未満の者 百分の十六

3 平成十九年四月一日前に地方議会議員であつた期間を有する旧遺族一時金の給付事由となつた死亡に係る者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十一」とあるのは「百分の三十」と、同項第二号中「百分の二十

四」とあるのは「百分の二十三」とする。

(特例退職年金)

第十二条 特例退職年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者(この法律の施行の際現に地方議会議員でない者であつて、旧法第五百九条の二第一項の規定を適用したとしたならば施行日の前後の地方議会議員であつた在職期間が引き続いたものとみなされることとなるものを含む。以下同じ。)であつて施行日の前日において退職したとしたならば旧退職年金に関する規定により旧退職年金を受ける権利を有することとなるものが退職したときに、その者に給するものとする。

2 別段の定めがあるもののほか、特例退職年金については、旧退職年金に関する規定(附則第七条の規定を除く。)の例による。

(在職期間の計算)

第十三条 特例退職年金の年額の算定については、前条第一項に規定する者の在職期間は、平成二十三年五月までとする。

(特例退職一時金)

第十四条 特例退職一時金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるときに、その者に給するものとする。この場合において、第二号に掲げる者が施行日前に死亡しているときは、特例退職一時金は、その者の遺族に給するものとする。

一 この法律の施行の際現に地方議会議員である者 退職したとき。

二 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に在職三年未満で退職した地方議会議員 この法律の施行のとき。

3 別段の定めがあるもののほか、特例退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例による。ただし、施行日以後の前項第一号に掲げる者の退職については、附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第五百九条の二第一項の規定は、適用しない。

係る掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額とする。

4 前条の規定は、第一項第一号に掲げる者の特例退職一時金の額の算定について準用する。

5 既に旧退職年金を受けた者が第一項の規定により特例退職一時金の支給を受ける場合における当該特例退職一時金の額は、第三項及び次条の規定により算定した金額から既に受けた旧退職年金の額を合計した金額(以下この項において「控除額」という。)に相当する金額を控除した金額とする。ただし、控除額が当該特例退職一時金の額を超える場合には、その控除を行う金額は、当該特例退職一時金の額に相当する金額を限度とする。

(特例退職一時金の加算の特例)

第十五条 前条第一項各号に掲げる者が平成二十三年一月から五月までの月分の掛金又は特別掛金を納めていた場合における特例退職一時金の額は、同条第三項の規定により算定した金額に特例退職一時金調整額を加えた金額とする。

2 前項の特例退職一時金調整額は、前条第一項各号に掲げる者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額とする。

(支給の調整)

第十六条 特例退職年金及び特例退職一時金を受ける権利を有する者が特例退職年金の支給を選択したときは、特例退職一時金を受ける権利は、消滅する。

2 特例退職年金及び特例退職一時金を受ける権利を有する者が特例退職一時金の支給を選択したときは、特例退職年金を受ける権利は、消滅する。

3 平成二十三年五月までの在職期間が十二年以上である特例退職一時金を受ける権利を有する者 特例退職年金を受ける権利を有する者を除く。が特例退職一時金の支給を受けたときは、特例退職年金を受ける権利は、発生しない。

(特例公務傷病年金)

第十七条 特例公務傷病年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が、旧共済会(旧法第五百一一条第一項に規定する地方議会議員共済会をいう。以下同じ。)を組織する地方議会議員であつた間における施行日前の公務に基づく傷病により重度障害の状態となり退職したときに、その者に給するものとする。この法律の施行の際現に地方議会議員である者又は施行日前に退職した地方議会議員が、施行日以後において、当該旧共済会を組織する地方議会議員であつた間における施行日前の公務に基づく傷病により、退職後三年以内に重度障害の状態となつたときも、同様とする。

2 別段の定めがあるもののほか、特例公務傷病年金については、旧公務傷病年金に関する規定の例による。

3 附則第十三条の規定は、特例公務傷病年金の年額の算定について準用する。

(特例遺族年金)

第十八条 特例遺族年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに特例退職年金又は特例公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金又は特例公務傷病年金を受ける者が死亡したときも、同様とする。

2 別段の定めがあるもののほか、特例遺族年金については、旧遺族年金に関する規定の例による。

3 特例遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

一 この法律の施行の際現に地方議会議員である者が施行日前の公務に基づく傷病によらないうで在職中死亡した場合(第三号に規定する場合を除く。)においては、次のイ又はロに掲げるその者の死亡の時期の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 施行日から平成二十三年八月三十一日までの間 その者が旧退職年金に関する規定(附則第三条の規定を除く。)により旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額

ロ 平成二十三年九月一日以後 その者に給すべき特例退職年金の年額

二 旧退職年金又は特例退職年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(前号に規定する場合を除く。)においては、次のイ又はロに掲げるその者の死亡の時期の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 施行日から平成二十三年八月三十一日までの間 その者が旧退職年金に関する規定(附則第三条の規定を除く。)により旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額

ロ 平成二十三年九月一日以後 当該旧退職年金の年額又は当該特例退職年金の年額

三 旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定(附則第三条の規定を除く。)により在職十二年の者として旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定(同条の規定を除く。)により旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四 この法律の施行の際現に地方議会議員である者が施行日前の公務に基づく傷病により在職中死亡した場合又は旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金若しくは特例公務傷病年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつてはその者が旧退職年金

金に関する規定(附則第三条の規定を除く。)
により在職十二年の者として旧退職年金を受
けるものとした場合における当該旧退職年金
の年額に、在職期間十二年以上の者にあつて
はその者が旧退職年金に関する規定(同条の
規定を除く。)により旧退職年金を受けるもの
とした場合における当該旧退職年金の年額
に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額
附則第十三条の規定は、特例遺族年金の年額
の算定について準用する。

第十九条 特例遺族一時金は、次の各号に掲げる
者の区分に応じ、当該各号に定めるときに、そ
の者の遺族に給するものとする。

一 この法律の施行の際現に地方議会議員であ
る者(平成二十三年五月までの在職期間が十
二年未満である者に限る。) 在職中死亡し、
その死亡を退職とみなすときはこれに特例退
職一時金を給すべきとき。

二 平成二十三年一月一日から施行日の前日ま
での間に在職三年未満で死亡した地方議会議
員 この法律の施行のとき。

2 別段の定めがあるもののほか、特例遺族一時
金については、旧遺族一時金に関する規定の例
による。

3 特例遺族一時金の額は、これを受ける者の人
員にかかわらず、特例遺族一時金の給付事由と
なつた死亡に係る者の在職期間に係る掛金及び
特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を
乗じて得た金額とする。

(特例遺族一時金の加算の特例)

第二十条 特例遺族一時金の給付事由となつた死
亡に係る者が平成二十三年一月から五月まで
の月分の掛金又は特別掛金を納めていた場合にお
ける当該特例遺族一時金の額は、前条第三項の
規定により算定した金額に特例遺族一時金調整
額を加えた金額とする。

2 前項の特例遺族一時金調整額は、これを受け
る者の人員にかかわらず、特例遺族一時金の給
付事由となつた死亡に係る者が納めた平成二十
三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛
金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて
得た金額とする。

付事由となつた死亡に係る者が納めた平成二十
三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛
金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて
得た金額とする。

(年金額の改定)

第二十一条 旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧
遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年
金及び特例遺族年金の額は、物価変動率を参酌
し、地方議会議員であつた者が引き続きその退
職に係る地方公共団体に地方議会議員として在
職していたとしたならば受けることとなる議員
報酬額(地方自治法第二百三十三条第一項に規定す
る議員報酬の額をいう。)に係る附則第二十三条
第一項第三号に規定する存続共済会の定款で定
める標準報酬月額を基礎として政令で定める額
を基準として、政令で定めるところにより、速
やかに改定の措置を講ずるものとする。

(国税徴収法の適用に関する経過措置)

第二十二条 旧退職年金及び特例退職年金に係る
債権は、国税徴収法(昭和三十四年法律第四百
十七号)第七十六条第一項に規定する給料等と
みなして、同条の規定を適用する。

2 旧退職一時金及び代替退職一時金並びに特例
退職一時金に係る債権は、国税徴収法第七十六
条第四項に規定する退職手当等とみなして、同
条の規定を適用する。

(存続共済会)

第二十三条 旧共済会は、次に掲げる業務を行う
ため、この法律の施行後も、旧法第五百十一
条の規定により設けられた地方議会議員共済会と
してなお存続するものとする。この場合におい
て、同条、旧法第五百二十二条(第一項第七号を
除く。)、第五百五十三条から第五百五十七条の二ま
で、第六百六十七号、第六百六十七号の二、第六百
七十条から第六百七十一条まで及び附則第三十六
条の規定は、なおその効力を有する。

一 旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時
金、旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族
一時金の給付を行うこと。

二 特例退職年金、特例退職一時金、特例公務
傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金
の給付を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、この項の規定
によりなお存続するものとされる旧共済会
(以下「存続共済会」という。)に帰属した権利
及び義務の行使及び履行のために必要な業務
を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
2 前項の規定によりなおその効力を有するもの
とされた旧法の規定を適用する場合において、
次の表の上欄に掲げる旧法の規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる
字句に読み替えるものとする。

第百五十一条第一項各 号列記以外の部分		地方公共団体の議会の議員(以下 「地方議会議員」という。)	
第百五十一条第一項 一号	議会の議員	地方議会議員をもつて	地方公共団体の議会の議長をもつ て
第百五十一条第一項 二号	都道府県議会議員共済会	地方議会議員共済会(以下「共済 会」)	地方公務員等共済組合法の一部を 改正する法律(平成二十三年法律 第 号)附則第二十三条第一 項の規定によりなお存続するもの とされる地方議会議員共済会(以 下「存続共済会」)
第百五十一条第一項 三号	議会の議員	議会の議員	議会の議長
第百五十一条第二項及 び第三項並びに第百五 十二条第一項各号列記 以外の部分	町村議会議員共済会	議会の議長	都道府県議会議員存続共済会
第百五十二条第一項第 四号	共済会	議会の議長	議会の議長
第百五十三条第一項及 び第百五十四条から第 百五十七条の二まで	代議員会	町村議会議員存続共済会	町村議会議員存続共済会
	共済会	存続共済会	存続共済会
	共済会	代議員会(都道府県議会議員存続 共済会にあつては、総会。以下同 じ。)	代議員会(都道府県議会議員存続 共済会にあつては、総会。以下同 じ。)

第百六十七条第二項	共済給付金		地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第五条に規定する旧退職一時金、同法附則第七条第一項に規定する代替退職一時金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金、同法附則第九条に規定する旧遺族年金及び同法附則第十条に規定する旧遺族一時金（以下「旧共済給付金」という。）並びに同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十四条第一項に規定する特例退職一時金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金及び同法附則第十九条第一項に規定する特例遺族一時金（以下「特例共済給付金」という。）
	前条第一項に規定する掛金及び特別掛金		同法の施行の際現に存続共済会が保有する同法による改正前の第百五十八条に規定する共済給付金の給付のための業務上の余裕金
第百六十七条第二項	共済会の収支の状況を勘案して、総務省令		総務省令
	共済会		存続共済会
第百六十七条第三項	市議会議員共済会及び町村議会議員共済会		市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会
	市議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準と町村議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準の均衡		旧共済給付金及び特例共済給付金の給付の円滑な実施
第百六十七条の二	市議会議員共済会にあつては町村議会議員共済会		市議会議員存続共済会にあつては町村議会議員存続共済会
	町村議会議員共済会にあつては市議会議員共済会		町村議会議員存続共済会にあつては市議会議員存続共済会

める。

(地方税法の一部改正)

第三十一条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第五号中、「地方議会議員共済会」を削る。

第三百四十八条第四項中、「地方公務員共済組合連合会及び地方議会議員共済会」を「及び地方公務員共済組合連合会」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 存続共済会に対する前条の規定による改正後の地方税法第七十二条の五第一項第五号及び第三百四十八条第四項の規定の適用については、同号中「地方公務員共済組合連合会」とあるのは「地方公務員共済組合連合会、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律平成二十三年法律第 号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会」と、同項中「及び地方公務員共済組合連合会」とあるのは、「地方公務員共済組合連合会及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会」とする。

2 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第四項及び前項の規定 同条第四項に係る部分に限る。は、平成二十四年度分以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第三十三条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第七十四条第一項第一号の項中「(第十一章を除く。以下この条、第七十八号の二、第七十九号第六項及び第九十四号の二において同じ。)」を削り、「地方公務員等共済組合法の規定」及び「同法の規定」を「同法」に改め、同表第八十条第二項の項中「第八十条第二項を「第八十条第四項」に、「共済会」を「議長」に改め

る。

(株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第三十四条 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「及び第五十八号(給付の種類)」を削る。

(株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金は、前条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定(沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第五項において準用する場合を含む。)の適用については、前条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項第一号中「(第十一章を除く。以下この条、第七十八号の二、第七十九号第六項及び第九十四号の二において同じ。)」を削り、「及び地方公務員等共済組合法」を「及び同法」に改める。

第八十条第四項中「地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する共済会」を「地方公共団体の議会の議長」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第三十七条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項第三号中「(第一章を除く。)」を削る。

第百八条第二項中、「地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員

共済会」を削る。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 存続共済会に対する前条の規定による改正後の国民年金法第百八条第二項の規定の適用については、同項中「共済組合若しくは」とあるのは、「共済組合、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会若しくは」とする。

(所得税法の一部改正)

第三十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一 地方議会議員共済会の項を削る。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 存続共済会は、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、同法別

表第一に掲げる法人とみなす。

(法人税法の一部改正)

第四十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二 地方議会議員共済会の項を削る。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 存続共済会は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法別表第二に掲げる法人とみなす。

2 存続共済会は、地方税法第七百一条の三十四

第二項の規定の適用については、法人税法第二

条第六号の公益法人等とみなす。

(登録免許税法の一部改正)

第四十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の十六の項を次のように改める。

十六 削除

別表第三の十七の項の第二欄中「地方公務員等共済組合法の下に(昭和三十七年法律第百五十二号)」を加える。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 存続共済会が受ける前条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の十六の項の

第三欄に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法の一部改正)

第四十五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十の項を次のように改める。

二十 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第二十三条第一項第三号に規定する

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項第一号又は第二号に規定する給付のうち年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

存続共済会

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

法律(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「及び第十三条から第十三条の十一まで」を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十三条の二から第十三条の十一までを削る。

第十七条中「及び第十三条から第十三条の十一まで」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

(消費税法の一部改正)

第四十七条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表地方議会議員共済会の項を削る。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十八条 存続共済会は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)
第四十九条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第五十八条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第五十条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号ハ中「第十一章を除く。」を削る。

理由

地方議会議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者等に対する一定の給付措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。